

## 恵那市監査公示第1号

### 令和6年度財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定により、令和6年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和7年2月18日

恵那市監査委員 水野 泰正

恵那市監査委員 服部 紀史

記

#### 1. 監査の対象

##### (1) 指定管理者

(一財) 国民宿舎恵那山荘（所管課：観光交流課）

##### (2) 補助金等交付団体

(一社) 恵那市観光協会（所管課：観光交流課）

#### 2. 監査の実施日時

令和7年1月30日（木曜日）午前10時～午後3時16分

#### 3. 監査の場所 監査委員事務局（恵那市役所3階）及び国民宿舎恵那山荘

#### 4. 監査の方法

地方自治法第199条第7項に規定する団体に係る事業のうちから、監査委員の合議により選定した監査対象事業について、事前に担当課より資料の提出を求めたうえ、当日は担当課から事業内容について説明を聴取する方法で実施した。

#### 5. 監査の結果及び意見

今回の監査の着眼点は、経営の安定への取組みと経理の透明性を中心に行い、最後に費用対効果への取組みがなされているかどうか確認することとした。

### （1）（一財）国民宿舎恵那山荘について

初めに国民宿舎恵那山荘（以下「恵那山荘」という。）は、昭和55年4月に岐阜県が建設し供用開始したもので、平成25年4月に恵那市へ移管され、現在は（一財）国民宿舎恵那山荘が恵那市から指定管理を受けている。

当初から恵那山荘は、風光明媚な景勝地に位置しており、利用者ニーズを捉えた観光施設としてにぎわいをみせた。

しかし、時代の変化とともに恵那山荘の利用者数は減少し、さらにここ数年はコロナ禍の影響もあり、厳しい経営状況が続いていた。

そんな中、コロナ後の交流人口の拡大を見据える事業の一環として、令和4年に恵那市が「グランピング」事業に取り組んだ。この事業は、市のアウトドアレジャーの裾野の拡大を図る観点と保古の湖周辺の活性化を目指したものであった。その結果、令和4年度は、「グランピング」効果とそれに連動する形で恵那山荘及びキャンプ場の売り上げも増加した。令和5年度は経常経費の見直しにより、昨年と比して、約650万円の増益を図ることができた。今回の取組みで特筆すべきは、マーケティング等により経営改革に努め、業務の効率化と経理の透明性を図った点を挙げることができる。

今後、老朽化した施設等の改修を計画的に実施することが求められ、自主財源のさらなる拡充が必要不可欠となる。そのためには、今まで以上に利用者ニーズを的確に把握し、稼働率アップにつながる積極的な取組みを市と一体となって、さらに押し進めていただきたい。

### （2）（一社）恵那市観光協会について

初めに恵那市観光協会は、恵那市における観光資源の開発と紹介宣伝、観光施設の整備改善等に努めることにより国内外の観光事業の健全な振興を図り、もって観光旅行者の利便性の向上、観光旅行の容易化、安全の確保及び市民生活の向上、繁栄に寄与することを目的として、戦後設立され、平成18年6月には（社団）恵那市観光協会として、岩村、明智、上矢作、山岡及び串原の観光協会と統合され、平成25年4月に（一社）恵那市観光協会（以下「恵那市観光協会」という。）となった。

そうした背景からも恵那市観光協会は、各地域の特色を活かした形で取組みがなされており、地域活性化の観点からも期待される役割は大きいと考える。

次に令和5年度に恵那市観光協会から恵那市へ報告された指定管理者事業報告書の内容をみてみると、主なものとして、タウンプラザ恵那、恵那峡公園及び岩村城下のまち屋の管理を挙げることができる。いずれも基本協定及び年度協定に基づいて適切に管理しているものと認める。しかし、収支決算書の自主財源の考え方方が整理されておらず、委託業務内容に係る経理内容が確認しづらい。これについては、報告様式及び起案等で明確に区分できるように改める必要がある。

また、恵那峡水上花火大会事業等の補助事業においても事業は適切に実施され額の確定も行われているが、指定管理と同様に自主財源と補助金の関係性が分かりづらい。恵那市観光協会全体の自主財源と補助金のあり方をもう少し整

理し、様式等も含め見直していただきたい。

いずれにしても、恵那市観光協会と市の役割を明確にする中で補助金を考える必要がある。